

大分県高病原性鳥インフルエンザ 及び低病原性鳥インフルエンザ防疫対策実施要領

平成 16 年 8 月 12 日策 定	衛飼第 890 号
平成 17 年 4 月 12 日一部改正	衛飼第 49 号
平成 18 年 12 月 19 日一部改正	衛飼第 1277 号
平成 19 年 10 月 31 日一部改正	衛飼第 1108 号
平成 20 年 12 月 10 日一部改正	衛飼第 1541 号
平成 21 年 3 月 26 日一部改正	衛飼第 2134 号
平成 23 年 1 月 31 日一部改正	衛飼第 1857 号
平成 23 年 6 月 13 日一部改正	衛飼第 560 号
平成 24 年 1 月 18 日一部改正	衛飼第 1969 号
平成 25 年 8 月 28 日一部改正	畜振第 1378 号
平成 27 年 11 月 2 日一部改正	畜振第 1802 号
平成 28 年 6 月 1 日一部改正	畜振第 490 号

前 文

1 鳥類のインフルエンザは、A 型インフルエンザウイルスの感染による疾病であり、家畜伝染病予防法（昭和 26 年 5 月 31 日法律第 166 号。以下「法」という。）では、そのうち、次の 3 つを規定している。

(1) 高病原性鳥インフルエンザ（以下、「HPAI」という。）

国際獣疫事務局（OIE）が作成した診断基準により HPAI ウイルスと判定された A 型インフルエンザウイルスの感染による鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥（以下「家きん」という。）の疾病

(2) 低病原性鳥インフルエンザ（以下、「LPAI」という。）

H5 又は H7 亜型の A 型インフルエンザウイルス（HPAI と判定されたものを除く。）の感染による家きんの疾病

(3) 鳥インフルエンザ

HPAI ウイルス及び LPAI ウイルス以外の A 型インフルエンザウイルスの感染による鶏、あひる、うずら及び七面鳥の疾病

2 HPAI は、国際連合食糧農業機関（FAO）などの国際機関が「国境を越えてまん延し、発生国の経済、貿易及び食料の安全保障に関わる重要性を持ち、その防疫には多国籍間の協力が必要となる疾病」と定義する「越境性動物疾病」の代表例である。

3 HPAI ウイルスは、その伝播力の強さ及び高致死性から、ひとたびまん延すれば、養鶏産業に及ぼす影響が甚大であるほか、国民への鶏肉及び鶏卵の安定供給を脅かし、国際的にも、HPAI の非清浄国として信用を失うおそれがあることから、今後も引き続き、

清浄性を維持継続していく必要がある。

さらに、海外では、家きん等との接触に起因する HPAI ウイルスの感染による人の死亡事例も報告されており、公衆衛生の観点からも、本ウイルスのまん延防止は重要である。

4 LPAI ウイルスは、HPAI ウイルスと同様に伝播力が強いものの、ほとんど臨床症状を示さず、発見が遅れるおそれがあり、また、海外では、HPAI ウイルスに変異した発生事例も確認されている。さらに、HPAI ウイルスと同様に、公衆衛生の観点からも、本ウイルスのまん延防止は重要である。

5 HPAI 及び LPAI については、現在、我が国の近隣諸国において継続的に発生しており、これらの近隣諸国から、渡り鳥が飛来してウイルスを持ち込む可能性があるほか、人や物を介した侵入も考えられることから、今後も我が国に侵入する可能性は高い。

このため、常に国内にウイルスが侵入する可能性があるとの前提に立ち、家きんの飼養者（当該家きんを管理する飼養者以外の者があるときは、その者。以下同じ。）と行政機関（国、都道府県及び市町村）及び関係団体とが緊密に連携し、実効ある防疫体制を構築する必要がある。

本要領は、HPAI 及び LPAI の発生時における、県及び関係機関等の迅速な対応と防疫措置の適切な実施を目的とする。

第1 基本方針

- 1 HPAI 及び LPAI の防疫対策上、最も重要なのは、「発生の予防」と「早期の発見及び通報」、さらには「迅速かつ的確な初動対応」である。

家きんの飼養者は、飼養衛生管理基準（法第 12 条の 3）を遵守するとともに、HPAI 又は LPAI が疑われる症状を呈している家きんが発見された場合に、直ちに家畜保健衛生所（以下、「家保」という。）に届出することが日常化し、確実に実行されることが何よりも重要である。

このため、行政機関及び関係団体は、次の役割分担の下、全ての家きんの飼養者がその重要性を理解し、かつ、実践できるよう、発生予防と発生時に備えた準備に万全を期す。

- (1) 県は、家きんの飼養者への指導を徹底するとともに、発生時に備えた準備を行う。
- (2) 市町村及び関係団体は、県が行う家きんの飼養者への指導や発生時に備えた準備に協力する。

- 3 発生時には、迅速かつ的確な初動対応により、まん延防止及び早期収束を図ることが重要であり、県及び市町村並びに関係団体は、次の役割分担の下、迅速かつ的確な初動対応を行う。

- (1) 県は、防疫方針に即した具体的な防疫措置を迅速かつ的確に実行する。
- (2) 市町村及び関係団体は、県が行う具体的な防疫措置に協力する。
- (3) 県内で HPAI 及び LPAI の発生等が確認された場合、又は本県に移動制限区域又は搬出制限区域が生じた場合等において、知事を本部長とする「大分県特定家畜伝染病総合対策本部」（以下「県総合対策本部」という。）を設置する。

- 4 HPAI 及び LPAI の防疫措置は、家畜伝染病予防法、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成 27 年 9 月 9 日農林水産省大臣公表。以下「指針」という。）及び本要領に基づき実施する。

第2 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備

1 県の取組

- (1) 農林水産省から、海外における最新の発生状況、環境省が実施する渡り鳥の飛来状況調査及び野鳥の検査等の結果についての情報提供を受けた場合には、必要に応じ、速やかに、ファクシミリ、電話、電子メール、郵送等により、全ての家きんの飼養者、関係団体等に周知する。
- (2) 家きんの飼養者の防疫に対する意識を高め、飼養衛生管理基準の遵守レベルを高位平準化し、並びに発生時に想定される防疫措置の周知を通じ、防疫措置への理解及び協力を得るために、100羽以上の家きんの飼養者（だちょうにあっては、10羽以上の飼養者）を対象として、定期的に次の措置を実施する。
 - ① 法第51条の規定に基づく農場への立入検査（原則として、年1回以上実施する。）
 - ② 研修会の開催また、特に大規模飼養者（鶏及びうずらにあっては10万羽以上、あひる、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥にあっては1万羽以上の飼養者をいう。）については、法第52条の規定に基づき、担当獣医師から飼養衛生管理の状況を定期的に都道府県に報告させるなど、十分な指導を行う。
- (3) 外国人技能研修生、留学生等を受け入れる窓口となる団体、受入先の農場、大学等に、飼養衛生管理基準の遵守について、十分に周知し、必要に応じて指導する。
- (4) 飼養衛生管理基準を遵守していない家きんの飼養者に対しては、随時、法に基づく指導及び助言、勧告並びに命令を行う。
- (5) 発生時に移動制限区域内の農場等が直ちに把握できるよう、家きんの飼養者ごとに、本病が発生した場合の初動対応に必要な情報（農場の所在地、鳥種、飼養羽数、埋却地等の確保状況等）を把握し、地図情報システム等を活用して整理する。
- (6) 発生時に円滑かつ迅速に初動対応を実施することができるよう、役割を見据えた防疫に必要な人員の確保、消毒ポイントの設置場所の調整や地図情報システム等を活用した整理、衛生資材や薬品等の備蓄、重機等の調達先の確認、死亡家きん保管場所の確保等を行う。
- (7) 家きんの飼養者に対する飼養生成管理に係る指導及び発生時の円滑な初動対応に必要な家畜防疫員の確保に努める。常勤の家畜防疫員を確保した上で、一時的又は緊急に必要な場合は非常勤の家畜防疫員の確保が行えるよう、獣医師会等と協議してリストアップする。

また、他の都道府県で発生した場合、応援に派遣する家畜防疫員をリストアップする。
- (8) 発生時には、近隣都道府県との連携や、市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体等の協力が必要となることを踏まえ、これら都道府県、市町村、関係機関及び関係団体との連絡窓口を明確化、地域の家きんの飼養状況等の情報共有、発生時の役割分担等を行い、連携体制を整備する。

- (9) 発生時に近隣都道府県、市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体等の関係者が一体となって迅速かつ的確な初動対応が実行できるよう、地域の実情に合わせた、より実践的な防疫演習を実施し、課題の洗い出しとその解消を図るとともに、発生農場等において防疫措置を指揮できる家畜防疫員の育成に努める。
- (10) 発生時には発生地域の家きんの飼養者や防疫措置従事者が多大な精神的及び身体的ストレスを受けることが想定されることから、公衆衛生部局（保健所設置市の場合は、当該市の部局も含める。）等とも連携し、相談窓口の設置と具体的な対応を検討する。
- (11) 家きんの飼養者の埋却地等の事前確保が十分でない場合には、次の措置を講ずる。
- ① 当該家きんの飼養者に対し、利用可能な土地に関する情報等を提供する。
 - ② 市町村、関係機関及び関係団体と連携し、地域ごとに、利用可能な公有地を具体的に決定する。なお、県知事は、法第 21 条第 7 項の規定に基づき、特に必要があると認めるときは、農林水産大臣及び市町村長に対し、協力を求める。
 - ③ 焼却施設又は化製処理施設（以下「焼却施設等」という。）が利用可能な場合には、焼却施設等をリストアップし、あらかじめ発生時の利用について処理施設及び処理施設の所在地を管轄する都道府県、市町村等と調整する。
 - ④ 公有地又は焼却施設等への移動方法及び移動ルートを決める。また、必要に応じ、地域住民への説明を行う。
- (12) 発生を迅速に発見する検査体制を常に整備し、監視を適切に実施する。

2 市町村及び関係団体の取組

- (1) 1 に規定する県の取組に協力する。
- (2) 家きんの飼養者が行う発生予防の取組に協力する。

第3 発生予察のための監視

1 定点モニタリング

- (1) 家保は、野鳥の飛来地周辺に所在する農場、開放型の飼養管理をしている農場等、感染リスクが他と比較して高い環境にある農場のうちから、各県における家保数に3を乗じた戸数の農場を選定し、毎月1回、検査を行う。農場を選定する際には、農場の所在を勘案し、可能な限り偏在しないように努める。
- (2) 当該農場の検査を行う家畜防疫員は、家きんの臨床検査を行うとともに、農場ごとに、家きん舎に偏りのないよう最低10羽（死亡家きんが確認された場合には、当該死亡家きんを含む。）を対象に、気管スワブ、クロアカスワブ、血液及び死亡家きんの臓器を検体として採材する。
- (3) 病性鑑定部は、(2)で採材した検体について、ウイルス分離検査及び血清抗体検査を行う。

2 強化モニタリング

- (1) 家保は、県内の農場について、95パーセントの信頼度で10パーセントの感染を検出できる数を対象として検査を行う。検査対象の農場の選定は、以下のとおり農場を飼養規模別にグループ化し、各グループごとの戸数に応じて無作為抽出する。
- (2) 当該検査は、渡り鳥の飛来状況を勘案し、原則として10月から5月までの間に計画的に実施する。
- (3) 当該農場の検査を行う家畜防疫員は、家きんの臨床検査を行うとともに、農場ごとに、家きん舎に偏りのないよう最低10羽を対象に、血液を検体として採材する。
- (4) 病性鑑定部は、(3)で採材した検体について、血清抗体検査を行う。

【留意事項】強化モニタリングにおける抽出検査の検査対象農場の選定

飼養羽数 100 羽以上（だちょうにあっては、10 羽以上）の農場を対象に、95 %の信頼度で 10 %の感染を摘発することができる数の検査農場を下表を参考に無作為で選定する。その際、サンプリングの偏りを排除するため、①農場を飼養規模別（※）にグループ分けし、②各グループの戸数に応じて按分した検査農場数を乱数表を用いて無作為に抽出する（階層別無作為抽出）。

（※）飼養規模は、次のとおりグループ分けする。

I 100 羽以上（だちょうにあっては、10 羽以上）～ 1,000 羽未満

II 1,000 羽以上～ 10,000 羽未満

III 10,000 羽以上

母 集 団	標 本 数
1 ～ 15 戸	全 戸
16 ～ 20 戸	16 戸
21 ～ 40 戸	21 戸
41 ～ 100 戸	25 戸
101 戸以上	30 戸

3 モニタリング結果の報告等

- (1) 家保は、定点モニタリング及び強化モニタリングの対象農場について、農場の概要（所在地、飼養鳥種、飼養羽数等）及び定点モニタリングにあってはその選定理由について、遅滞なく、畜産振興課に報告するとともに、畜産振興課は農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に報告する。
- (2) 畜産振興課は、定点モニタリング及び強化モニタリングの結果について、毎月、動物衛生課に報告する。ただし、モニタリングの結果が陽性となった場合には、直ちに動物衛生課に報告する。

4 モニタリングを行う検査員の遵守事項

採材を行った者は、次の事項を遵守する。

- ① 農場を出る際には、身体のほか、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具の消毒及び車両の消毒を行うこと。
- ② 帰宅後は、入浴して身体を十分に洗うこと。
- ③ 立ち入った農場における臨床検査により異状が確認された場合には、遺伝子検査（第4の5の（1）の①の検査をいう。第4の4において同じ。）の結果が判明するまで、他の農場に立ち入らないこと。

5 野鳥等で感染が確認された場合の対応等（法第10条）

- (1) 野鳥等、家きん以外の鳥類（その死体、糞便等を含む。）で HPAI ウイルスが確認

された場合には、当該家保は、当該振興局及び当該保健所と連携し、原則として次の措置を講ずる。

- ① 当該鳥類を確保した場所又は当該鳥類を飼養していた場所（以下「確認地点」という。）の消毒並びに通行制限及び遮断（山中、住宅密集地等で発見された場合など、家きんへの感染防止の観点から必要と認められない場合を除く。）
 - ② 確認地点を中心とした半径 3 キロメートル以内の区域にある農場（家きんを 100 羽以上飼養する農場（だちょうにあっては、10 羽以上飼養する農場。）に限る。）に対する速やかな立入検査（死亡率の増加、産卵率の低下等の異状の有無及び飼養衛生管理基準の遵守状況の確認）
 - ③ 確認地点を中心とした半径 3 キロメートル以内の区域にある全ての農場に対する注意喚起及び健康観察の徹底の指導
- (2) 森との共生推進室、畜産振興課及び食品安全・衛生課が相互に連絡し、適切に分担して、環境省が実施する野鳥のサーベイランス検査を行う。この際、畜産振興課は、農場に対する指導及び検査を優先的に行う。

第4 異常家きん等の発見及び検査の実施

1 家きんの飼養者等から届出等を受けたときの対応

(1) 畜産振興課は、次の場合には、動物衛生課に報告するとともに、直ちに家畜防疫員を現地の農場に派遣する。

- ① 家きんの飼養者又は獣医師から、同一の家きん舎内において、1日の家きんの死亡率が対象期間における平均の家きんの死亡率の2倍以上となっている旨の届出を受けた場合。ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等 HPAI 以外の事情によるものであることが明らかでない場合は、この限りでない。

※ 対象期間

当日から遡って 21 日間（当該期間中に家きんの伝染性疾病、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等家きんの死亡率の上昇の原因となる特段の事情の存した日又は家きんの出荷等により家きん舎が空となっていた日が含まれる場合にあっては、これらの日を除く通算 21 日間）をいう。以下同じ。

【留意事項】 特定症状に該当しないものとして差し支えない場合

- ・ 家きんの飼養羽数が少ない（概ね 100 羽未満）ため、過去 21 日間の平均死亡羽数が 0 羽であるにもかかわらず、1羽が死亡したことにより、その日の死亡率が過去 21 日間の 2 倍を超えてしまう場合であって、同居家きんにチアノーゼ等の HPAI を疑う症状が認められない場合。
- ・ 21 日齢以下のひなの死亡により、同一の家きん舎内における 1 日の家きんの死亡率が過去 21 日間の平均の 2 倍以上になっている場合であって、当該家きん舎における 21 日齢以下のひなの死亡羽数を当該死亡ひなの確認時において同一管理下にあるひなの群の飼養羽数で除して得られる死亡率が、当該家きん舎内における平均的なひなの死亡率（あらかじめ当該農場を管轄する家保と協議して定めたものに限る。）の 2 倍未満であり、かつ、当該家きん舎内における 21 日齢を超える家きんの死亡率が、過去 21 日間の平均の 2 倍未満の場合。
- ・ 当該農場の所在する都道府県の家畜防疫員と協議して定めた誘導換羽期間中において当該誘導換羽の対象となっている家きん（以下「換羽家きん」という。）の死亡により、同一の家きん舎内における 1 日の家きんの死亡率が過去 21 日間の平均の 2 倍以上になっている場合であって、当該家きん舎における換羽家きんの死亡羽数を当該死亡家きんの確認時において同一管理下にある換羽家きんの群の飼養羽数で除して得られる死亡率が、当該家きん舎内における平均的な換羽家きんの死亡率（あらかじめ当該農場を管轄する家保と協議して定めたものに限る。）の 2 倍未満であり、かつ、当該家きん舎内における換羽家きん以外の家きんの死亡率が、過去 21 日間の平均の 2 倍未満の場合

② 民間獣医師等が行った簡易検査キットを用いた抗原検査（以下「簡易検査」という。）や血清抗体検査により陽性となった旨の届出を受けた場合

③ ①及び②のほか、次に掲げる場合など HPAI ウイルス又は LPAI ウイルスの感染の疑いを否定できない家きんがいる旨の届出を受けた場合

ア 鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等の症状を呈している家きんがいる場合

イ 5羽以上の家きんが、まとまって死亡している場合（家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等 HPAI 以外の事情によるものであることが明らかな場合を除く。）又はまとまってうずくまっている場合

(2) 家畜防疫員は、(1)の届出を受けた場合には、届出者等に対し、当該農場の飼養家きん及び家きんの死体の移動自粛等の必要な指導を行う。

2 農場で行う検査等

(1) 家畜防疫員は、1の(1)の農場に到着した後、車両を当該農場の衛生管理区域外に置き、防護服を着用して家きん舎に入り、死亡羽数の推移、死亡及び異常家きんの状況を確認するとともに、異状が認められる家きん舎ごとに死亡家きん及び異常家きん（異常家きんが認められない場合には、生きた家きん）のそれぞれ複数羽（死亡家きんについては5羽以上（5羽に満たない場合は全羽））を対象とした簡易検査を行う。

(2) 家畜防疫員は、簡易検査が終了し次第、死亡羽数の推移、死亡家きん及び異常家きんの状況並びに簡易検査の結果を畜産振興課に報告する。

(3) 畜産振興課は、家畜防疫員による検査の結果、次のいずれかを確認した場合には、死亡羽数の推移、死亡家きん及び異常家きんの状況並びに簡易検査の結果等の情報を添えて、直ちに動物衛生課に報告する。

① 同一の家きん舎内において、1日の家きんの死亡率が対象期間における平均の家きんの死亡率の2倍以上となっている場合。ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等 HPAI 以外の事情によるものであることが明らかな場合及び第4の1の(1)の①の留意事項「該当しないケース」はこの限りでない。

② 簡易検査により A 型インフルエンザウイルスの抗原が検出された場合

③ 民間獣医師等が行った簡易検査や血清抗体検査により陽性となったことが確認できた場合

3 農場における措置

(1) 畜産振興課は、2の(3)により動物衛生課に報告した場合には、当該農場の家きんの飼養者に対して、想定される防疫措置について十分に説明するとともに、動物衛生課と協議の上、直ちに次の措置を講ずるよう家保へ指示する。

① 気管スワブ、クロアカスワブ、血液及び死亡家きんの臓器を検体として採材する。

② 法第32条第1項の規定に基づき、当該農場の次に掲げるものの移動を制限する。

ア 生きた家きん

イ 家きん卵（ただし、GP センター（液卵加工場を含む。以下同じ。）等で既に処理されたものを除く。）

ウ 家きんの死体

エ 家きんの排せつ物等

オ 敷料、飼料、家きん飼養器具

③ 当該農場への関係者以外の者の立入りを制限する。

④ 当該農場の出入口及び当該農場で使用している衣類並びに・飼養器具を消毒する。

(2) 畜産振興課は、2の(3)により動物衛生課に報告した場合には、速やかに、当該農場に関する過去 21 日間（⑤を除く）における次の情報を動物衛生課に提出する。

① 家きんの移出入

② 当該農場に出入りした次の人及び車両の移動範囲

ア 家きんの飼養者、従業員、獣医師、農場指導員及びキャッチャー（鶏を出荷用のカゴ等に入れる作業員）等複数の農場の衛生管理区域内で作業を行う者

イ 家きん運搬車両、集卵車両、飼料運搬車両、死亡鳥回収車両、排せつ物及び堆肥運搬車両等複数の農場の衛生管理区域内に立ち入る車両

③ 堆肥の出荷先

④ 種卵の出荷先

⑤ 検査のスケジュール

4 陽性判定時に備えた準備

畜産振興課は、2の(3)により動物衛生課に報告した場合には、当該農場の所在する市町村、九州・沖縄・山口の8県及び関係機関への連絡するとともに、速やかに次の措置を講じ、次の内容について、速やかに（遅くとも遺伝子検査の結果が出る前まで）、動物衛生課に報告する。

(1) 当該農場における家きん舎等の配置の把握

(2) 周辺農場における家きんの飼養状況の整理

(3) 家きんのと殺等の防疫措置に必要な人員及び資材の確保（国や他の都道府県等からの人的支援の要否を含む。）

(4) 患畜又は疑似患畜の死体の埋却地又は焼却施設等の確保（農林水産省の保有する移動式焼却炉の利用の有無を含む。）

(5) 消毒ポイントの設置場所

5 家保で行う検査

(1) 病性鑑定部は、次の検査を行う。

① H5 又は H7 亜型に特異的な遺伝子を検出する遺伝子検査（PCR 検査及びリアルタイム PCR 検査をいう。以下「遺伝子検査」という。）

② 寒天ゲル内沈降反応による血清抗体検査

③ ウイルス分離検査

(2) 畜産振興課は、次のいずれかに該当する場合には、動物衛生課とあらかじめ協議し

た上で、分離されたウイルス又は遺伝子検体を国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門（以下「動物衛生研究部門」という。）に送付する。

- ① ウイルス分離検査の結果、赤血球凝集能があるウイルス（赤血球凝集抑制反応試験（以下「HI 試験」という。）により、ニューカッスル病ウイルスではないことを確認したものに限り。）が分離された場合
- ② 遺伝子検査の結果、H5 又は H7 亜型に特異的な遺伝子が検出された場合

6 モニタリングで発見された場合の対応

(1) ウイルスが分離された場合

畜産振興課は、第3の1の定点モニタリングにおいて、インフルエンザウイルスの疑いのあるウイルス（HI 試験により、ニューカッスル病ウイルスではないことを確認したものに限り。）が分離された場合には、直ちに次の措置を講ずる。

- ① 動物衛生課とあらかじめ協議した上で、分離されたウイルスを動物衛生研究部門に送付する。
- ② 分離されたウイルスについて、遺伝子検査を行う。
- ③ 家畜防疫員を現地に派遣し、当該農場における死亡羽数の推移並びに死亡家きん及び異常家きんの状況を確認する。
- ④ 3の(1)の②から④まで及び3の(2)の措置を講ずる。

(2) ウイルスが分離されずに血清抗体検査のみが陽性となった場合

- ① 畜産振興課は、第3の1の定点モニタリング又は第3の2の強化モニタリングにおいて、ウイルスが分離されずに A 型インフルエンザウイルスに対する抗体が確認された場合には、動物衛生課に連絡の上、直ちに家畜防疫員を現地に派遣し、2の(1)及び5の(1)の検査を行う。
- ② ①の検査の結果、血清抗体検査のみが陽性となった場合には、動物衛生課とあらかじめ協議した上で、H5 又は H7 亜型に特異的な抗体の有無を検査するため、当該血清を動物衛生研究部門に送付する。

7 その他

2から5までの措置は、家きんの飼養者等からの届出によらず、家畜防疫員の立入検査等により異常家きんが発見された場合についても、同様に行うものとする。

また、食鳥処理場から HPAI を疑う旨の届出を受けた場合には、直ちに家畜防疫員を当該食鳥処理場及び出荷農場に派遣し、食鳥処理場においては2に準じた措置を、出荷農場においては3に準じた措置を講じる。なお、異常家きんが当該食鳥処理場の所在する都道府県外の農場から出荷された家きんであることが判明した場合には、直ちに動物衛生課及び出荷農場が所在する都道府県畜産主務課にその旨を連絡し、連絡を受けた都道府県は直ちに家畜防疫員を出荷農場に派遣し、3に準じた措置を講じる。

第5 病性等の判定

1 病性の判定方法

病性の判定は、次の（１）及び（２）により農林水産省が行う。

（１）異常家きんの届出があった場合

- ① 死亡率の推移、家畜保健衛生所が行う臨床検査、簡易検査及び遺伝子検査の結果により判定する。なお、異常家きんが発生農場と疫学的関連のある農場（患畜又は疑似患畜が確認された農場と同一の飼料運搬車両が出入りしている農場等）で飼養されている場合には、遺伝子検査の結果によらず、簡易検査の結果により判定することができる。
- ② ①により病性が判定されなかった場合には、大分家保（病性鑑定部）が行うウイルス分離検査及び動物衛生研究部門が行うウイルスの HA 亜型を特定する検査（以下「ウイルス亜型特定検査」という。）の結果に基づき判定する。
- ③ ②により病性が判定されなかった場合には、②により分離されたウイルスについて動物衛生研究部門が行う病原性判定試験（鶏への接種試験又は HA 領域の遺伝子解析をいう。以下同じ。）の結果に基づき判定する。

（２）モニタリング検査で発見された場合など、臨床的異常所見を伴わず検査結果が陽性となった場合

- ① インフルエンザウイルスが分離された場合には、大分家保（病性鑑定部）が行う遺伝子検査並びに動物衛生研究部門が行うウイルス亜型特定検査及び病原性判定試験の結果に基づき判定する。
- ② 血清抗体検査のみが陽性となった場合には、家保が速やかに実施する再検査（臨床検査、遺伝子検査、血清抗体検査及びウイルス分離検査）を踏まえ、次のとおり判定する。
 - ア 再検査の結果、臨床症状が確認された場合には、（１）により判定する。
 - イ 再検査の結果、臨床症状が確認されなかった場合には、大分家保（病性鑑定部）が行う遺伝子検査の結果に基づき判定する。
 - ウ イにより病性が判定されない場合には、大分家保（病性鑑定部）が行うウイルス分離検査並びに動物衛生研究部門が行うウイルス亜型特定検査及び病原性判定試験の結果に基づき判定する。
 - エ ウによりウイルスが分離されず、血清抗体検査のみが陽性となった場合には、動物衛生研究部門が行う抗体の HA 亜型を判別する検査（HI 試験）の結果に基づき、第 15 の農場監視プログラムの適用を判断する。

2 患畜及び疑似患畜

（１）HPAI

農林水産省は、1 の病性判定の結果に基づき、次のいずれかに該当する家きんを HPAI の患畜又は疑似患畜と判定する。当該判定の結果については、判定後直ちに動物衛生課から畜産振興課に通知される。

① 患畜

ア 分離されたウイルスが病原性判定試験により病原性が高いと判断される家きん
イ 遺伝子検査により H5 又は H7 亜型に特異的な遺伝子が検出され、かつ、HA 領域の遺伝子解析により高病原性と判断される配列が検出された家きん

② 疑似患畜

ア 患畜が確認された農場で飼養されている家きん

イ 死亡、チアノーゼ等の HPAI ウイルスの感染が疑われる症状を示す家きんが確認された農場において飼養されており、かつ、次のいずれかに該当する家きん（ア）患畜又は疑似患畜（イ（ア）を除く。）に掲げる家きんに限る。）が確認された農場と疫学的関連のある農場で飼養されており、簡易検査により A 型インフルエンザウイルスの抗原が検出された家きん

（イ）遺伝子検査により H5 又は H7 亜型に特異的な遺伝子が検出された家きん

（ウ）分離されたウイルスについて、遺伝子検査により H5 若しくは H7 亜型に特異的な遺伝子が検出され、又は HI 試験により H5 若しくは H7 亜型であることが確認された家きん

（エ）血清抗体検査により H5 又は H7 亜型の A 型インフルエンザウイルスに対する抗体が検出された家きん

ウ イに掲げる家きんが確認された農場において飼養されている家きん

エ 患畜又は疑似患畜（イに掲げる家きんに限る。）が確認された農場で患畜又は疑似患畜（イに掲げる家きんに限る。）であると判定された日（発症していた日が推定できる場合には、発症日。以下「病性等判定日」という。）から遡って 7 日目の日から現在までの間に家きんの飼養管理に直接携わっていた者が、当該飼養管理を行って以降に直接の飼養管理を行った他の農場において飼養されている家きん

オ 疫学調査の結果等により、病性等判定日から遡って 7 日目の日から現在までの間に当該患畜又は疑似患畜と接触したことが明らかとなった家きん

カ 疫学調査の結果等により、病性等判定日から遡って 7 日目の日より前に患畜又は疑似患畜（イに掲げる家きんに限る。）と接触したことが明らかとなった家きんであって、家畜防疫員が患畜となるおそれがあると判断した家きん

(2) LPAI

農林水産省は、1 の病性判定の結果に基づき、次のいずれかに該当する家きんを LPAI の患畜又は疑似患畜と判定する。ただし、HPAI の患畜又は疑似患畜であると判定されるものを除く。当該判定の結果については、判定後直ちに、動物衛生課から畜産振興課に通知される。

① 患畜

分離されたウイルスが H5 又は H7 亜型の A 型インフルエンザウイルスであって、病原性判定試験により病原性が低いと判断される家きん

② 疑似患畜

ア 患畜が確認された農場で飼養されている家きん

イ 血清抗体検査により A 型インフルエンザウイルスに対する抗体が検出された家

- きんが確認された農場において、採材した検体についての遺伝子検査により H5 又は H7 亜型の A 型インフルエンザウイルスに特異的な遺伝子が検出された家きん
- ウ 分離されたウイルスについて、遺伝子検査により H5 若しくは H7 亜型に特異的な遺伝子が検出され、又は HI 試験により H5 若しくは H7 亜型であると確認された家きん
- エ 血清抗体検査により H5 又は H7 亜型の A 型インフルエンザウイルスに対する抗体が検出された家きんが確認された農場で飼養されており、抗体の陽転又は抗体価の上昇が確認された家きん
- オ イからエまでに掲げる家きんが確認された農場において飼養されている家きん
- カ 患畜又は疑似患畜（イからエまでに掲げる家きんに限る。）が確認された農場で、患畜又は疑似患畜（イからエまでに掲げる家きんに限る。）であると判定された日から遡って 7 日目の日から現在までの間に家きんの飼養管理に直接携わった者が、当該飼養管理を行って以降に直接の飼養管理を行った他の農場において飼養されている家きん
- キ 疫学調査の結果等により、患畜又は疑似患畜（イからエまでに掲げる家きんに限る。）の病性等判定日から遡って 7 日目の日から現在までの間に当該患畜又は疑似患畜と接触したことが明らかとなった家きん
- ク 疫学調査の結果等により、病性等判定日から遡って 7 日目の日より前に患畜又は疑似患畜（イからエまでに掲げる家きんに限る。）と接触したことが明らかとなった家きんであって、家畜防疫員が患畜となるおそれがあると判断した家きん

3 農場監視プログラムの対象家きん

ウイルスが分離されずに、H5 又は H7 亜型の A 型インフルエンザウイルスに特異的な抗体が検出された家きんを飼養する農場については、第 15 の農場監視プログラムを適用する。

第6 病性等判定時の措置

1 関係者への連絡

(1) 畜産振興課は、第5の2により家きんが患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、次の者に対し、その旨及び発生農場（HPAIの患畜若しくは疑似患畜（第5の2の(1)の②のイに掲げる家きんに限る。）又はLPAIの患畜若しくは疑似患畜（第5の2の(2)の②のイからエまでに掲げる家きんに限る。）が確認された農場をいう。以下同じ。）の所在地について、電話、ファクシミリ等により連絡する。

- ① 当該家きんの飼養者
- ② 当該市町村
- ③ 県獣医師会、生産者団体、その他関係団体
- ④ 当該県の警察、自衛隊その他関係機関
- ⑤ 九州・沖縄・山口の8県

(2) (1)の場合、畜産振興課は、当該農場から半径3キロメートル以内の農場及びその他畜産振興課が必要と認める者に対して、患畜又は疑似患畜が確認された農場の住所についても情報提供する。

(3) (2)により発生農場の情報を提供する際又は事前に情報提供の方針を説明する際には、当該情報の提供を受ける者に対し、当該情報の提供が、本病のまん延防止を目的として行われるものであることを周知し、提供を受けた情報をそれ以外の目的で使用したり、漏えいさせることのないよう必要な指導を行う。特に、情報が無秩序に拡散する恐れがあるため、提供を受けた情報をインターネット上に掲載することは厳に慎むよう指導を行う。

(4) 畜産振興課は、家きんが患畜又は疑似患畜のいずれにも当たらないと判定する旨の連絡を受けた場合には、その旨を当該家きんの飼養者及び第4の4の(6)に定める者に連絡する。また、届出に係る異状の原因の調査を行い、その結果について当該家きんの飼養者に説明するとともに、動物衛生課に報告する。

2 対策本部会議の開催

(1) 農林水産企画課は、畜産振興課と動物衛生課が協議のうえ決定した防疫方針に即した具体的な防疫措置を円滑に実行するため、患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、速やかに、知事を本部長とし関係部局で構成する大分県特定家畜伝染病総合対策本部（以下「県総合対策本部」という。）本部会議を開催する。ただし、円滑かつ的確な防疫措置を行う上で特段の必要があるときは、病性の判定前に開催する。

(2) 農林水産企画課は、農林水産部長を部長とする大分県特定家畜伝染病防疫対策部（以

下「県防疫対策部」という。) 会議を開催する。

- (3) 県総合対策本部については、その役割及び機能が円滑かつ十分に発揮できるよう、防疫作業、資材調達、疫学調査、広報、出納管理等の本部内での役割分担を別に定める。
- (4) 県防疫対策部は、防疫措置を円滑に実行するため、市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体等との連絡体制を構築する。
- (5) 県防疫対策部は、防疫資材及び機材に不足が生じる場合、農林水産省へ譲与又は貸付申請を行う。
- (6) 県防疫対策部は、発生地を管轄する振興局及び制限区域にかかる振興局へ、大分県特定家畜伝染病現地総合対策本部（以下「現地対策本部」という。）会議の開催を指示する。
- (7) 県防疫対策部は、市町村長に対し、市町村特定家畜伝染病対策本部会議の開催を要請する。

3 報道機関への公表等

- (1) 県総合対策本部は、第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定したときには、報道機関に公表する。ただし、円滑かつ的確な防疫措置を行う上で特段の必要があるときは、県防疫対策部と動物衛生課で協議の上、病性の判定前に公表する。
- (2) (1) の規定による公表は、原則として、県総合対策本部と農林水産省が同時に行う。
- (3) (1) による公表に当たっては、人及び車両を介して感染が拡大するおそれがあること等について正確な情報提供を行う。また、発生農場に関する情報を公表する場合には、当該農場の所在地までにとどめ、当該農場の名称等の公表は差し控える。
- (4) (1) による公表に当たっては、我が国ではこれまで家きん肉・家きん卵を食べることにより人に感染した例は報告されていないこと等について正確な情報提供を行う。
- (5) 防疫措置の進捗状況についても、県防疫対策部と動物衛生課で協議の上、必要に応じ報道機関に公表する。
- (6) 報道機関等に対し、次の事項について協力を求める。
 - ① プライバシーの保護に十分に配慮すること。
 - ② 発生農場には近づかないなど、まん延防止及び防疫措置の支障にならないようにすること。

4 防疫措置に必要な人員の確保

- (1) 県防疫対策部は、関係機関及び関係団体と連携し、疫学調査、発生農場におけると殺等の防疫措置、移動制限の実施、消毒ポイントの運営等に必要な人員に関する計画を立て、必要な人員を速やかに確保する。また、その計画について速やかに動物衛生課に報告する。
- (2) 県防疫対策部は、本県のみでは発生農場における防疫措置、周辺農場の調査等を実施することが困難な場合には、農林水産省又は独立行政法人等の職員や他の都道府県

からの家畜防疫員の派遣要請及び自衛隊の派遣要請の実施について、動物衛生課と協議する。

第7 発生農場等における防疫措置

1 と殺（法第16条）

- (1) 家畜防疫員は、患畜又は疑似患畜の飼養者に対し、と殺指示書を交付する。
- (2) 発生農場への出入口は、原則として1か所に限定し、その他の出入口については、門を閉じる、綱を張る等の方法により閉鎖する。
- (3) 患畜又は疑似患畜は、当該農場内で、原則として第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定した後24時間以内にと殺を完了する。
- (4) と殺は、原則として家きん舎内で行う。やむを得ず家きん舎外でと殺する場合には、ケージ等を用意し、ウイルスの拡散防止、死体処理場所の選定に配慮して実施する。
- (5) と殺は、動物福祉に配慮しつつ、二酸化炭素ガス、泡殺鳥機等により行う。また、臨床症状が確認されている家きん舎を優先して行う。
- (6) と殺に当たっては、防疫措置従事者の感染防止、健康管理及び安全確保に留意するとともに、家きんの飼養者、防疫措置従事者等の心情にも十分に配慮する。

2 死体の処理（法第21条）

- (1) 患畜又は疑似患畜の死体については、原則として、第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定した後72時間以内に焼却し、又は発生農場若しくはその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常、人及び家きんが接近しない場所に限る。）において埋却する。
- (2) やむを得ず焼却又は埋却のため死体を農場から移動させる必要がある場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。
 - ① 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが無い場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。
 - ② 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
 - ③ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
 - ④ 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。
 - ⑤ 死体を処理する場所まで家畜防疫員等が同行する。
 - ⑥ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
 - ⑦ 移動経過を記録し、保管する。
- (3) 焼却又は埋却による処理が困難な場合には、動物衛生課と協議の上、化製処理を行う。この場合において、これらの処理を行うための死体の移動に当たっては(2)の措置を講ずるとともに、化成処理後の産物の移動に当たっては当該産物の状態に応じて、(2)に準じた措置を講ずる。なお、化成処理を行った上での埋却は、原則として(1)の場所に行う。
- (4) 焼却又は化製処理をする場合には、次の措置を講ずる。なお、化成処理を行った上

で焼却する場合には、当該産物の状態に応じて実施する。

- ① 運搬車両から死体投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。
- ② 死体置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。
- ③ 死体の焼却又は化成処理工程への投入完了後直ちに、処理施設の出入口から死体の投入場所までの経路を消毒する。
- ④ 焼却又は化製処理が完了し、設備及び資材の消毒が終了するまで、家畜防疫員が立ち会う。

(5) 焼却、埋却又は化製処理が困難な場合には、発酵による消毒を行う。

3 汚染物品の処理（法第23条）

(1) 発生農場等に由来する次の物品は、汚染物品として、原則として、焼却し、又は発生農場若しくはその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常、人及び家きんが接近しない場所に限る。）において埋却する。焼却又は埋却による処理が困難な場合には、動物衛生課と協議の上、化製処理又は消毒を行う。

- ① 家きん卵（ただし、病性等判定日から遡って 7 日目の日より前に採取され、区分管理されていたもの、GP センター等で既に処理されたもの及び種卵を除く。）
- ② 種卵（ただし、病性等判定日から遡って 21 日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）
- ③ 排せつ物
- ④ 敷料
- ⑤ 飼料
- ⑥ その他ウイルスにより汚染したおそれのある物品

(2) やむを得ず汚染物品を農場から移動させる必要がある場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。化製場処理後の産物の移動についても、当該産物の状態に応じて、次の措置に準じた措置を講ずる。

- ① 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが無い場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。
- ② 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
- ③ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
- ④ 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。
- ⑤ 移動時には、法第 32 条第 1 項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。
- ⑥ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
- ⑦ 移動経過を記録し、保管する。

(3) 焼却又は化製処理をする場合には、次の措置を講ずる。なお、化成処理を行った上で焼却する場合には、当該産物の状態に応じて実施する。

- ① 運搬車両から汚染物品投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。

- ② 汚染物品置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。
- ③ 汚染物品の焼却又は化製処理工程への投入完了後直ちに、処理施設の出入口から汚染物品投入場所までの経路を消毒する。

4 家きん舎等の消毒（法第25条）

と殺の終了後、患畜又は疑似患畜の所在した家きん舎等における消毒を、家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）第 30 条の基準に従い、1 週間間隔で 3 回以上実施する。

消毒は、次亜塩素酸ナトリウム液、アルカリ液、ホルムアルデヒド、クレゾール液、逆性石けん液、高温蒸気等を用いて行う。

5 家きんの評価

- (1) 家きんの評価額は、患畜又は疑似患畜であることが確認される前の状態についてのものとし、当該家きんが患畜又は疑似患畜であることは考慮しない。
- (2) 評価額の算出は、原則として、当該家きんの導入価格に、導入日から患畜又は疑似患畜であることが確認された日までの期間の生産費（統計データを用いて算出する。）を加算して行い、これに産卵供用残存期間等を考慮して必要な加算又は減算を行う。
- (3) 家きんの飼養者等は、と殺に先立ち、家きんの評価額の算定の参考とするため、と殺の対象となる代表的な個体について、体格が分かるように写真を撮影する。
- (4) 家きんの評価額の算定を速やかに実施することが困難と認められる場合は、農林水産省と協議の上、農林水産省が直ちに概算払を行う。

第8 通行の制限又は遮断（法第15条）

- 1 畜産振興課は、農林水産省と協議の上、本病の発生の確認後速やかに、管轄の警察署及び関係自治体の協力を得て、発生農場周辺の通行の制限又は遮断を行うよう当該家保に指示する。この場合において、通勤、通学、医療、福祉等のための通行については、十分な消毒を行った上で、これを認めることとする。
- 2 法に規定されている上限の 72 時間を経過した後も通行の制限又は遮断を継続する必要がある場合には、道路管理者等との協議を行い、通行の自粛の要請等適切な措置を実施できるよう、あらかじめ調整する。
- 3 家畜伝染病予防法施行令（昭和 28 年政令第 235 号）第 5 条の規定に基づき行う通行の制限又は遮断の手續、掲示等の方法等については、事前に関係市町村の住民に対し、その概要及び必要性を説明するように努め、事前に説明することが困難な場合には、実施後速やかに説明する。

第9 移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第32条）

1 制限区域の設定

(1) HPAI の場合

① 移動制限区域

ア 県防疫対策部は、第5の2により家きんが HPAI の患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、発生農場を中心とした半径 3 キロメートル以内の区域について、家きん等（4に掲げるものをいう。（1）の②及び5の（9）において同じ。）の移動を禁止する区域（以下「移動制限区域」という。）として設定する。ただし、第5の2の判定前であっても HPAI である可能性が高いと認められる場合には、動物衛生課と協議の上、当該判定結果を待たずに移動制限区域を設定する。

イ 県防疫対策部は、発生農場における感染状況等から通報が遅れたことが明らかであり、かつ、第4の3の（2）に掲げる疫学情報により既に感染が拡大しているおそれがあると考えられる場合等には、動物衛生課と協議の上、原則として、半径 10 キロメートル以内の区域を移動制限区域として設定する。なお、感染の拡大がより広範囲に及んでいると考えられる場合には、10 キロメートルを超えて設定する。

② 搬出制限区域

県防疫対策部は、原則として、発生農場を中心とした半径 10 キロメートル以内の移動制限区域に外接する区域について、家きん等の当該区域からの搬出を禁止する区域（以下「搬出制限区域」という。）として設定する。

なお、①のイの場合には、移動制限区域の外縁から 10 キロメートル以内の区域について、搬出制限区域として設定する。

③ 食鳥処理場で発生した場合

県防疫対策部は、食鳥処理場に所在する家きんが HPAI の患畜又は疑似患畜であると判定された場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。

ア 原則として、当該食鳥処理場を中心とした半径 1 キロメートル以内の区域について、移動制限区域として設定する。

イ 当該家きんの出荷元の農場を中心として、①及び②と同様に移動制限区域及び搬出制限区域（以下「制限区域」という。）を設定する。

(2) LPAI の場合

① 移動制限区域

ア 県防疫対策部は、第5の2により家きんが LPAI の患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、発生農場を中心とした半径 1 キロメートル以内の区域について、移動制限区域として設定する。

イ 県防疫対策部は、発生農場における感染状況等から通報が遅れたことが明らかであり、かつ、第4の3の（2）に掲げる疫学情報により既に感染が拡大してい

るおそれがあると考えられる場合等には、動物衛生課と協議の上、原則として、半径 5 キロメートル以内の区域を移動制限区域として設定する。

なお、感染の拡大がより広範囲に及んでいると考えられる場合には、5 キロメートルを超えて設定する。

② 搬出制限区域

県防疫対策部は、原則として、発生農場を中心とした半径 5 キロメートル以内の移動制限区域に外接する区域について、搬出制限区域として設定する。

なお、①のイの場合には、移動制限区域の外縁から 5 キロメートル以内の区域について、搬出制限区域として設定する。

(3) 制限区域の設定方法

① 移動制限区域の外縁の境界及び搬出制限区域の外縁の境界は、市町村等の行政単位又は道路、河川、鉄道その他境界を明示するのに適当なものに基づき設定する。

② 移動制限区域又は搬出制限区域が複数県にわたる場合には、動物衛生課の指導の下、事前に、当該県の間で十分に協議を行う。

③ 制限区域の設定に先立ち、その都度、次の措置を講ずる。なお、事前にこれらの措置を講ずることが困難な場合には、設定後速やかにこれらの措置を講ずる。

ア 制限区域の家きんの飼養者、市町村及び関係機関への通知

イ 報道機関への公表等を通じた広報

ウ 主要道路と移動制限区域及び搬出制限区域それぞれとの境界地点での標示

(4) 家きんの飼養者への連絡

県防疫対策部は、制限区域の設定を行った場合には、現地対策本部を通じ、速やかに、当該区域内の家きんの飼養者に対し、その旨及び発生農場の所在地について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡するとともに、その後の検査スケジュール等について説明する。

(5) 制限区域の農場への指導

県防疫対策部は、HPAI の患畜又は疑似患畜が確認された場合には、制限区域内の全ての家きんの飼養者を対象に、毎日の健康観察を徹底するとともに、次の①から③までに掲げる異状を確認した場合にあっては、直ちに、その旨を報告するよう求める。また、法第 52 条の規定に基づき、毎日、当日の死亡羽数を移動又は搬出制限の解除日まで報告するよう求める。

① 同一の家きん舎内において、1 日の家きんの死亡率が対象期間における平均の家きんの死亡率の 2 倍以上となっている場合。ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等 HPAI 以外の事情によるものであることが明らかな場合及び第 4 の 1 の (1) の①の留意事項「該当しないケース」はこの限りでない。

② 飼養家きんに鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等、HPAI 又は LP AI ウイルスの感染家きんが呈する症状を確認した場合

③ 5 羽以上の飼養家きんが、まとまって死亡している場合（家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合を除く。）又はま

とまっとうずくまっていることを確認した場合

2 制限区域の変更

(1) 制限区域の拡大

発生状況等から、移動制限区域外での発生が多発すると考えられる場合には、動物衛生課と協議の上、制限区域を拡大する。

(2) 制限区域の縮小

1の(1)の①のア又は(2)の①のアの区域を超えて移動制限区域の設定又は拡大を行った場合であって、発生状況、周辺農場の清浄性確認及び疫学検査の結果から、感染拡大が限定的なものとなっていることが明らかとなったときは、動物衛生課と協議の上、移動制限区域の範囲を HPAI の場合は半径 3 キロメートルまで、LPAI の場合は半径 1 キロメートルまで縮小することができる。その際、HPAI の場合は、発生農場を中心とした半径 10 キロメートル以内の移動制限区域に外接する区域を、LPAI の場合は、発生農場を中心とした半径 5 キロメートル以内の移動制限区域に外接する区域を搬出制限区域として設定する。

3 制限区域の解除

(1) HPAI の場合

① 移動制限区域

次の要件のいずれにも該当する場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

ア 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了（法第 16 条に基づくと殺、法第 21 条に基づく死体の処理及び法第 23 条に基づく汚染物品の処理及び法第 25 条に基づく家きん舎等の消毒（1 回目）が全て完了していることをいう。以下同じ。）後 10 日が経過した後に実施する第 12 の 2 の（2）の清浄性確認検査により全て陰性を確認すること。

イ 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後 21 日が経過していること。

② 搬出制限区域

①のアの清浄性確認検査により全て陰性を確認した場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

(2) LPAI の場合

① 移動制限区域

HPAI の場合と同様に、(1)の①の要件のいずれにも該当する場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

② 搬出制限区域

第 12 の 2 の（1）の発生状況確認検査において、制限区域内の全ての農場で陰性を確認した場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

4 制限の対象

移動制限及び搬出制限の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 生きた家きん
- (2) 家きん卵（ただし、GPセンター等で既に処理されたものを除く。）
- (3) 家きんの死体
- (4) 家きんの排せつ物等
- (5) 敷料、飼料、家きん飼養器具（家きんの農場以外からの移動は除く。）

5 制限の対象外

(1) 移動制限区域内の家きんの食鳥処理場への出荷

- ① 次の要件のいずれにも該当する移動制限区域内の農場の家きんは、動物衛生課と協議の上、第10の4の(1)により事業を再開した移動制限区域内の食鳥処理場に出荷することができる（移動制限区域外の食鳥処理場には出荷できない。）。

ア 当該農場について、第12の2の(1)の発生状況確認検査により陰性が確認されていること。

イ 出荷日から遡って3日以内に採材した検体が遺伝子検査により陰性と確認された家きんと同一の家きん舎であること。

- ② 家きんの移動時には、次の措置を講ずる。

ア 食鳥処理をする当日に移動させる。

イ 移動前に、臨床的に農場の家きんに異状がないか確認する。

ウ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。

エ 荷台は、羽毛等の飛散を防止するために、ネット等で覆う。

オ 車両は、他の家きんの飼養場所を含む関連施設に進入しない。

カ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

キ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

ク 移動経過を記録し、保管する。

(2) 移動制限区域内の家きん卵（種卵を除く。）のGPセンターへの出荷

臨床検査、遺伝子検査及び血清抗体検査により全て陰性を確認した移動制限区域内の農場の家きん卵（種卵を除く。）は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内の第10の4の(2)により事業を再開したGPセンター又は移動制限区域外にあるGPセンターに出荷することができる。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分消毒する。

(3) 移動制限区域内の種卵のふ卵場又は検査等施設（大学、家保等）への出荷と当該種卵から生まれた初生ひなの出荷

- ① 臨床検査、遺伝子検査及び血清抗体検査により全て陰性を確認した移動制限区域内の農場の種卵は、動物衛生課と協議の上、次の要件に該当するふ卵場又は検査等施設に出荷することができる。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分消毒する。

ア 移動制限区域内のふ卵場で次の要件のいずれにも該当するものであること。

(ア) 第 10 の 4 の (3) により事業を再開したこと。

(イ) 移動制限区域内の農場から出荷された種卵から生まれた初生ひな（ふ化後 72 時間以内のひなのことをいう。以下同じ。）を出荷する（出荷先の農場の所在地を問わない。）場合には、次の要件に該当するものであること。

a 当該初生ひなの種卵の出荷元の農場で HPAI 又は LPAI の患畜又は疑似患畜が確認されていないこと。

b ふ卵器に入れる前及びふ化前に消毒を受けており、ロットごとで区分管理されていること。

c 出荷日に家畜防疫員が行う次の検査により陰性が確認されていること。

(a) 臨床検査

(b) 当該ふ卵場の死ごもり卵及び死亡初生ひなを対象に行う簡易検査

イ 移動制限区域外のふ卵場で次の要件のいずれにも該当するものであること。

(ア) 第 10 の 4 の (3) の①の要件のいずれにも該当すること及び第 10 の 4 の (3) の②の事項を遵守していることを家畜防疫員が確認したこと。

(イ) アの (イ) に該当すること。

ウ 移動制限区域内又は移動制限区域外の検査等施設で次の要件のいずれにも該当するものであること。

(ア) 施設内で移動制限区域内から受け入れた種卵をふ化させないこと。

(イ) 施設の管理責任者、施設の所在地、施設における種卵の使用目的及び使用後のウイルスの不活化に適した処理方法が都道府県によって把握されていること。

② ①の種卵から生まれた初生ひなを移動制限区域内のふ卵場から出荷する場合（出荷先の農場の所在地を問わない。）及び移動制限区域内の農場に出荷する場合（出荷元のふ卵場の所在地を問わない。）には、次の措置を講ずる。

ア 密閉車両を用いる。

イ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。

ウ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

エ 消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

オ 移動時には、法第 32 条第 1 項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。

カ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

キ 移動経過を記録し、保管する。

(4) 移動制限区域内のふ卵場の初生ひな（移動制限区域外の農場から出荷された種卵から生まれたものに限る。）の出荷

第 10 の 4 の (3) により事業を再開した移動制限区域内のふ卵場の初生ひなであって移動制限区域外の農場から出荷された種卵から生まれたものは、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内又は移動制限区域外の農場に出荷することができる。

この場合、移動に際しては、次の措置を講ずる。

ア 密閉車両を用いる。

イ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。

ウ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

エ 消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

オ 移動時には、法第 32 条第 1 項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。

カ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

キ 移動経過を記録し、保管する。

(5) 搬出制限区域内の家きん、家きん卵（種卵を含む。）、初生ひなの食鳥処理場、GP センター、ふ卵場、農場、検査等施設等への出荷

① 家きん

搬出制限区域内の農場の家きんは、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内又は制限区域外（移動制限区域でも搬出制限区域でもない区域）の食鳥処理場に出荷することができる（搬出制限区域内への出荷は、もともと禁止されていない。）。この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

② 家きん卵（種卵を含む。）

搬出制限区域内の農場の家きん卵は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内又は制限区域外の GP センター、ふ卵場又は検査等施設（5 の（3）の①のウに該当するものに限る。）に出荷することができる（搬出制限区域内への出荷は、もともと禁止されていない。）。この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

③ 初生ひな

搬出制限区域内のふ卵場の初生ひな（移動制限区域外の種卵から生まれたものに限る。）は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内又は制限区域外の農場に出荷することができる（搬出制限区域内への出荷は、もともと禁止されていない。）。ただし、移動制限区域内の農場に出荷する場合には、次の措置を講ずる。

ア 密閉車両を用いる。

イ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

ウ 消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

エ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

オ 移動経過を記録し、保管する。

(6) 制限区域外の家きん、家きん卵（種卵を含む。）、初生ひなの食鳥処理場、GP センター、ふ卵場、農場、検査等施設等への出荷

① 家きん

制限区域外の農場の家きんは、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内の食鳥処理場に他の農場等を経由しないで出荷することができる（搬出制限区域内への出荷は、もともと禁止されていない。）。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

② 家きん卵（種卵を含む。）

制限区域外の農場の家きん卵は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内の GP センター、ふ卵場又は検査等施設（5の（3）の①のウに該当するものに限る。）に他の農場等を経由しないで出荷することができる（搬出制限区域内への出荷は、もともと禁止されていない。）。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

③ 初生ひな

制限区域外のふ卵場の初生ひな（移動制限区域外の農場から出荷された種卵から生まれたものに限る。）は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内の農場に他の農場等を経由しないで出荷することができる（搬出制限区域内への出荷は、もともと禁止されていない。）。

この場合、移動に際しては、次の措置を講ずる。

ア 密閉車両を用いる。

イ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

ウ 消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

エ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

オ 移動経過を記録し、保管する。

(7) 制限区域内の家きんの死体等の処分のための移動

① 発生の状況、環境保全の観点等を勘案して、家畜防疫員が飼養家きんに臨床的な異状がないことを確認した制限区域内の農場の家きんの死体、敷料、飼料、排せつ物等について、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理又は消毒をすることを目的に焼却施設等に移動することができる。

② 移動時には、次の措置を講ずる。

ア 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが確保できない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の必要な措置を講ずる。

イ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。

ウ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

エ 複数の農場を連続して配送しないようにする。

オ 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。

カ 移動時には、法第 32 条第 1 項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。

キ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

ク 移動経過を記録し、保管する。

③ 焼却又は化製処理をする場合には、次の措置を講ずる。

ア 運搬車両から死体等投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。

イ 原料置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。

ウ 焼却又は化製処理において、死体の投入が完了した後直ちに、焼却施設等の出入口から原料投入場所までの経路を消毒する。

(8) 制限区域外の家きんの死体の処分のための移動

制限区域外の農場の家きんの死体について、畜産振興課は、動物衛生課と協議の上、焼却又は化成処理をすることを目的に移動制限区域内の焼却処理施設に移動させることができる。

この場合、移動制限区域内の農場には立ち寄らないようにするとともに、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒するほか、(7)の③のアからウまでの措置を講ずる。

(9) 制限区域外の家きん等の通過

制限区域外の農場の家きん等について、制限区域を通過しなければ、制限区域外の他の農場、食鳥処理場等の目的地に移動させることができない場合には、動物衛生課と協議の上、制限区域を通過させることができる。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

(10) 異状発見時の措置

上記の移動制限の対象外となり、家きん、家きん卵又は初生ひなの移動を行っている農場又はふ卵場に、1の(5)の①から③までのいずれかの異状が認められた場合には、直ちに、家きん、家きん卵及び初生ひなの移動を禁止する。

当該禁止は、HPAI 又は LPAI による症状でないことが明らかとなるまで継続する。

第10 家きん集合施設の開催等の制限（法第33条、第34条）

1 移動制限区域内の制限

県防疫対策部は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内における次の事業の実施、催物の開催等を停止する。

- (1) 食鳥処理場（食肉加工場を除く。）
- (2) GPセンター
- (3) ふ卵場
- (4) 品評会等の家きんを集合させる催物

2 搬出制限区域内の制限

県防疫対策部は、動物衛生課と協議の上、搬出制限区域内における品評会等の家きんを集合させる催物の開催を禁止する。

3 汚染物品となる種卵が搬入されていることが判明したふ卵場の制限

畜産振興課は、動物衛生課と協議の上、汚染物品に該当する種卵が搬入されていることが判明したふ卵場に対し、新たな種卵の受け入れの停止、初生ひなの出荷一時停止等の必要な措置を指示する。

また、畜産振興課は、当該ふ卵場が4の(3)の再開の要件を満たすことを確認し、当該ふ卵場内の汚染物品となる全ての種卵の隔離又は処分が完了した場合、動物衛生課と協議の上、種卵の受け入れの停止及び初生ひなの出荷一時停止を解除することができる。

なお、出荷を一時停止している期間において、当該ふ卵場内にある種卵（汚染物品となるものを除く）から生まれる初生ひなについては、第9の5の(3)の①のアの(イ)のcに準じた出荷時の検査により陰性を確認することで、動物衛生課と協議の上、出荷することができる。

4 制限の対象外

(1) 食鳥処理場の再開

① 再開の要件

次の要件のいずれにも該当する移動制限区域内の食鳥処理場は、動物衛生課と協議の上、事業を再開することができる。なお、食鳥処理場で HPAI が発生した場合には、これらの要件に加え、場内の消毒が完了している必要がある。

ア 車両消毒設備が整備されていること。

イ 生体受入施設は、施設の他の場所と明確に区別されていること。

ウ 定期的に清掃及び消毒をしていること。

エ 衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って業務を行っていること。

オ ②の事項を遵守する体制が整備されていること。

② 再開後の遵守事項

再開後には、次の事項を遵守するよう徹底する。

ア 作業従事者が食鳥処理施設に立ち入る場合には、専用の作業服、靴、帽子、手袋等を使用すること。

イ 車両の出入り時の消毒を徹底すること。

ウ 家きんの搬入は農場ごとに行い、運搬車両は複数の農場に立ち寄らないこと。

エ 移動制限区域内の農場から家きんを搬入する場合には、搬入時に食鳥処理場内に他の農場から搬入する車両が存在しないよう調整するとともに、当該家きんを搬入する前後に生体受入場所を消毒すること。

オ 移動制限区域内の農場から家きんを搬入する場合には、その日の最後に搬入し、搬入したその日のうちに食鳥処理をすること。

カ 搬入した家きんについて、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)に基づき、食鳥処理をすることが不相当と判断された場合には、農場には戻さず、速やかに処分すること。

キ 出荷カゴ等は、原則として農場ごとの専用とし、使用前後に消毒するとともに、野鳥等と接触するおそれのない場所で保管すること。

ク 搬入した家きんは、農場ごとに区分管理すること。

ケ 家きん及び製品の搬出入に関する記録を作成し、保存すること。

(2) GPセンターの再開

① 再開の要件

次の要件のいずれにも該当する移動制限区域内のGPセンターは、動物衛生課と協議の上、事業を再開することができる。

ア 車両消毒設備が整備されていること。

イ 原卵と製品が接触しない構造になっていること。

ウ 野鳥等の侵入を防止する構造となっており、又は防止する措置を講じていること。

エ 定期的に清掃及び消毒をしていること。

オ 衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って業務を行っていること。

カ ②の事項を遵守する体制が整備されていること。

② 再開後の遵守事項

再開後には、次の事項を遵守するよう徹底する。

ア 車両の出入り時の消毒を徹底すること。

イ 家きん卵の収集は農場ごとに行い、運搬車両は複数の農場には立ち寄らないこと。

ウ GPセンターの関係者が当該GPセンターに立ち入る場合には、専用の作業服、靴、帽子、手袋等を使用すること。

エ トレー等は、原則として農場ごとの専用とし、使用前後に消毒するとともに、野鳥等と接触するおそれのない場所で保管すること。

オ 搬入した家きん卵は、農場ごとに区分管理すること。

カ 家きん卵の搬出入に関する記録を作成し、保存すること。

(3) ふ卵場の再開

① 再開の要件

次の要件のいずれにも該当する移動制限区域内のふ卵場は、動物衛生課と協議の上、事業を再開することができる。

ア 車両消毒設備が整備されていること。

イ 貯卵室、ふ卵室、ふ化室、ひな処理室等は、衛生的に区分された状態で設置され、ロットが異なる種卵及び初生ひなが接触しない構造であること。

ウ 貯卵室、ふ卵室、ふ化室、ひな処理室等は、野鳥等の侵入を防止する構造となっており、又は防止する措置を講じていること。

エ 定期的に清掃及び消毒をしていること。

オ 衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って業務を行っていること。

カ ②の事項を遵守する体制が整備されていること。

② 再開後の遵守事項

再開後には、次の事項を遵守するよう徹底する。

ア 第9の5の(3)又は(4)により出荷が認められるまで、初生ひなを出荷しないこと。

イ 車両の出入り時の消毒を徹底すること。

ウ ふ卵場の関係者が作業場に立ち入る場合には、専用の作業服、靴、帽子、手袋等を使用すること。

エ ハッチャー等の器具は、使用前後に消毒すること。

オ コンテナ、トレー等は、使用前後に消毒するとともに、害虫、野鳥等と接触するおそれのない場所で保管すること。

カ ロットが異なる種卵及び初生ひなが接触しないようにすること。

キ 搬入する種卵は、入卵時及びふ卵中に少なくとも1回ホルマリン燻蒸等により消毒すること。

ク 初生ひなの出荷は、農場ごとに行うこと。

ケ ふ卵に伴う残存物等(卵殻、発育停止卵、死ごもり卵、綿毛、胎便等)は、焼却又は消毒後廃棄等により、適切に処理すること。

コ 種卵及び初生ひなの搬出入に関する記録を作成し、保存すること。

(4) 畜産振興課は、(1)から(3)までの規定に基づき事業を再開した施設において、遵守事項が遵守されていないことを確認した場合には、当該施設における事業の実施を再度禁止する。

第 1 1 消毒ポイントの設置（法第28条の2等）

- 1 県防疫対策部は、第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、速やかに、市町村、管轄の警察署、道路管理者等の協力を得て、発生農場周辺の感染拡大を防止すること並びに移動制限区域の外側及び搬出制限区域の外側への感染拡大を防止することに重点を置き、消毒ポイントを設置する。
- 2 具体的な消毒ポイントの設置場所については、次の事情を考慮し、発生農場周辺（当該農場からおおむね半径 1 キロメートルの範囲内）、移動制限区域及び搬出制限区域の境界その他の場所を選定する。また、移動制限区域の拡大、縮小等に合わせ、その都度、設置場所を見直す。
 - (1) 道路網の状況
 - (2) 一般車両の通行量
 - (3) 畜産関係車両の通行量
 - (4) 山、河川等による地域の区分
- 3 消毒ポイントの設置に当たっては、車両等によるウイルスの拡散防止が徹底できるよう、畜産関係車両や防疫関係車両のみならず、必要に応じて一般車両も効率的かつ確実に消毒されるよう、消毒設備の構造等を工夫する。

特に、畜産関係車両や防疫関係車両については、消毒ポイントを通行するよう指導し、運転手や車両内部を含め、厳重な消毒を徹底する。

第 1 2 ウイルスの浸潤状況の確認

1 疫学調査

(1) 疫学調査の実施方法

畜産振興課及び家保は、第 4 の 3 の (2) により収集した疫学情報及びその後に収集した情報を基に、ウイルスに汚染したおそれのある家きん（以下、「疫学関連家きん」という。）を特定するための疫学調査を実施する。なお、疫学調査にあたっては、必要に応じて、人、車両等の出入りの状況を直接農場等で確認する。

(2) 疫学関連家きん

① HPAI の場合

(1) の調査の結果、次のアからウまでのいずれかに該当する家きんであることが明らかとなったものは、動物衛生課と協議の上、疫学関連家きんとして、法第 32 条第 1 項の規定に基づき移動を禁止する。疫学関連家きんと判明後、直ちに家畜防疫員による臨床検査を行うとともに、法第 52 条の規定に基づき、毎日、当日の家きんの死亡羽数の報告を求め、患畜又は疑似患畜との接触後（又は疫学関連家きんと判定された後）14 日を経過した後に、家畜防疫員による臨床検査及び簡易検査を行う。

ア 病性等判定日から遡って 8 日以上 21 日以内に患畜と接触した家きん

イ 病性等判定日から遡って 8 日以上 21 日以内に疑似患畜（臨床症状を呈していたものに限る。）と接触した家きん

ウ 疫学調査の結果等により、病性等判定日から遡って 7 日目の日から現在までの間に当該患畜又は疑似患畜と接触したことが明らかとなった家きん（疑似患畜）が飼養されていた農場で飼養されている家きん

エ 疫学調査の結果等により、病性等判定日から遡って 7 日目の日より前に患畜又は疑似患畜（イに掲げる家きんに限る。）と接触したことが明らかとなった家きんであって、家畜防疫員が患畜となるおそれがあると判断した家きん（疑似患畜）が飼養されていた農場で飼養されている家きん

なお、病性等判定日から遡って 21 日以内に発生農場の衛生管理区域に出入りした人、物又は車両が出入りした日から 7 日以内に他の農場等の衛生管理区域に出入りした場合には、家畜防疫員が当該人、物又は車両の出入り時の消毒等の実施状況を勘案し、動物衛生課と協議の上、当該農場に飼養されている家きんについて、疫学関連家きんとする。

② LPAI の場合

(1) の調査の結果、次のアからウまでのいずれかに該当する家きんであることが明らかとなったものは、動物衛生課と協議の上、疫学関連家きんとして、法第 32 条第 1 項の規定に基づき移動を禁止する。また、疫学関連家きんと判明後、直ちに家畜防疫員による臨床検査を行い、患畜又は疑似患畜との接触後（又は疫学関連家きんと判定された後）14 日を経過した後に、臨床検査及び血清抗体検査を行う。

- ア 病性等判定日から遡って8日以上180日以内に患畜と接触したか家きん
- イ 病性等判定日から遡って8日以上180日以内に疑似患畜と接触したか家きん
- ウ 疫学調査の結果等により、患畜又は疑似患畜（イからエまでに掲げる家きんに限る。）の病性判定日から遡って7日目の日から現在までの間に当該患畜又は疑似患畜と接触したことが明らかとなった家きん
- エ 疫学調査の結果等により、病性等判定日から遡って7日目の日より前に患畜又は疑似患畜（イからエまでに掲げる家きんに限る。）と接触したことが明らかとなった家きんであって、家畜防疫員が患畜となるおそれがあると判断した家きん

なお、病性等判定日から遡って180日以内に発生農場の衛生管理区域に出入りした人、物又は車両が出入りした日から7日以内に他の農場等の衛生管理区域に出入りした場合には、家畜防疫員が当該人、物又は車両の出入り時の消毒等の実施状況を勘案し、動物衛生課と協議の上、当該農場に飼養されている家きんについて、疫学関連家きんとする。

(3) 疫学調査で異状又は陽性が確認された場合の対応

家保は、疫学関連家きんの検査で異状又は陽性が確認された場合、第4の2に準じた検査を実施する。

2 制限区域内の周辺農場の検査

(1) 発生状況確認検査

家保は、第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、原則として24時間以内に、次の①又は②に掲げる場合の区分に応じ、当該①又は②に定める農場（家きんを100羽以上飼養する農場（だちょうにあっては、10羽以上飼養する農場）に限る。）に立ち入り、臨床検査を行うとともに、ウイルス分離検査及び血清抗体検査を実施する。

- ① HPAI の場合移動制限区域内の農場
- ② LPAI の場合制限区域内の農場

(2) 清浄性確認検査

制限区域内における清浄性を確認するため、移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後10日が経過した後に、(1)と同様の検査を行う。

3 検査員の遵守事項

1及び2の調査又は検査を行う者は、次の事項を遵守する。

- ① 発生農場の防疫措置に従事した日から少なくとも7日を経過していない者は、疫学関連家きんの検査、発生状況確認検査及び清浄性確認検査において、農場に立ち入らないものとする。ただし、発生農場での防疫措置実施時や発生農場からの退場時のバイオセキュリティ措置が適切に実施されていることが確認される場合には、3日まで短縮できるものとする。
- ② 当該農場を出る際には、身体のほか、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具の消毒及び車両の消毒を行うこと。

- ③ 帰宅後は、入浴して身体を十分に洗うこと。
- ④ 立ち入った農場の家きんについて、疫学関連家きんの検査、発生状況確認検査又は清浄性確認検査で異状又は陽性が確認された場合には、当該農場の家きんが患畜及び疑似患畜のいずれにもあたらないことが確認されるまで、他の農場に立ち入らないこと。

第13 ワクチン（法第31条）

1 現行のワクチンは、本病の発症の抑制に効果があるものの、感染を完全に防御することはできないため、無計画、無秩序なワクチンの使用は、本病の発生又は流行を見逃すおそれを生ずることに加え、清浄性確認のための抗体検査の際に支障を来し、清浄化を達成するまでに長期間かつ多大な経済的負担や混乱を招くおそれがある。また、肉用鶏については、ワクチン接種した場合に、休薬期間に係る食品衛生法（昭和22年法律第233号）上の問題もある。

このため、ワクチンの使用については、農林水産省が慎重に判断する必要があり、本病の防疫措置としては、早期の発見と患畜又は疑似患畜の迅速なと殺を原則とし、平常時の予防的なワクチンの接種は行わない。

2 次の要素を考慮して、発生農場におけると殺及び周辺農場の移動制限のみによっては、感染拡大の防止が困難と考えられる場合には、まん延防止のための緊急ワクチン接種の実施について農林水産省において決定される（なお、HPAI 及び LPAI については、法上、予防的殺処分は認められていない。）。

- ① 埋却を含む防疫措置の進捗状況
- ② 感染の広がり（疫学関連家きん飼養農場数）
- ③ 環境要因（周辺家きん農場数、家きん飼養密度、山、河川等の有無等の地理的状況）

3 農林水産省により、緊急ワクチン接種の実施が決定された場合には、直ちに、次の事項について定めた緊急防疫指針が策定され、公表される。

- ① 実施時期
- ② 実施地域
- ③ 対象家きん
- ④ その他必要な事項（本病の発生の有無を監視するための非接種家きんの設置、移動制限の対象等）

4 畜産振興課及び家保は、緊急防疫指針に基づき、速やかに緊急ワクチン接種を実施する。この際、必要十分なワクチン及び注射関連資材については農林水産省からの譲渡又は貸付を受ける。

第14 家きんの再導入

第7の4の消毒を行った後、家保は、家きんの再導入を予定する農場内の全ての家きん舎を対象に、動物衛生課と協議の上、次の検査を行う。この際、家保は、当該農場に対し、再導入後は毎日家きんの臨床観察を行うとともに、異状を認めた際には、直ちに家保に届出するよう指導を徹底する。

- 1 家きん舎の床、壁、天井等のウイルス分離検査
- 2 清浄性確認のため導入した家きん（以下「モニター家きん」という。）の臨床検査、ウイルス分離検査及び血清抗体検査

第15 農場監視プログラム

1 農場監視プログラムの適用

- (1) 患畜又は疑似患畜とは判定されなかったものの、H5 又は H7 亜型の A 型インフルエンザウイルスに特異的な抗体が確認された家きんを飼養する農場については、次の2から5までに掲げる措置（以下「農場監視プログラム」という。）を適用する。
- (2) 農場監視プログラムは、農場監視プログラムの適用開始時において飼養されている全ての家きんが処理された場合、又は、モニター家きんを配置した日から14日後及び28日後に適用農場における全ての家きん舎に立入り、モニター家きんを対象とした臨床検査、ウイルス分離及び血清抗体検査の結果で陰性が確認された場合には、動物衛生課と協議の上、適用を終了する。
- (3) なお、畜産振興課及び家保は、適用農場（農場監視プログラムが適用された農場をいう。以下同じ。）において第9の1の（5）の①から③までに掲げる異状を確認した場合には、直ちに報告を行うよう家きんの飼養者に求める。
- (4) 都道府県は、モニター家きんを対象としたウイルス分離検査においてインフルエンザウイルスが分離された場合には、分離されてウイルスについて遺伝子検査を実施するとともに、動物衛生課と協議の上、動物衛生研究部門に送付する。

2 移動制限

- (1) 適用農場においては、法第32条の規定に基づき、次に掲げるものの移動を禁止する。
 - ① 生きた家きん
 - ② 家きん卵（ただし、GPセンター等で既に処理されたものを除く。）
 - ③ 家きんの死体
 - ④ 家きんの排せつ物等
 - ⑤ 敷料、飼料、家きん飼養器具（家きんの農場以外からの移動は除く。）
- (2) 制限の対象外
 - ① 敷料等の移動
敷料、飼料、排せつ物、家きんの死体等は、動物衛生課と協議の上、これらを焼却し、埋却し、又は消毒することを目的に処理施設等に移動することができる。この場合、移動時に第9の5の（7）の②のアからクまでの措置を講ずる。
 - ② 家きん卵（種卵を含む。）の出荷
家きん卵（種卵を含む。）は、動物衛生課と協議の上、第9の5の（6）の②に準じて、GPセンター、ふ卵場及び検査等施設に出荷することができる。なお、ふ卵場に集荷する種卵については、次の要件のいずれにも該当すること。
ア ふ卵器に入れる前及びふ化前に消毒を受けた上で、区分管理されること
イ 当該ロットの種卵から生まれた初生ひなを出荷する際、死ごもり卵や死亡初生ひなを対象に簡易検査を実施すること
 - ③ 家きんの出荷

モニター家きんを対象とする4の(2)の検査により全て陰性を確認している場合には、飼養家きんを食鳥処理場に直接搬入することができる。この場合、移動時に第9の5の(1)の②のアからクまでの措置を講ずる。

3 周辺農場の検査

適用農場を中心とした半径 5 キロメートル以内の区域にある農場について、1の(1)の抗体の確認後、原則として 24 時間以内に、遺伝子検査及び血清抗体検査を実施する。

4 清浄性の確認のための検査

- (1) 適用農場においては、家畜防疫員が標識を付したモニター家きんを、全ての家きん舎を対象に、1 家きん舎当たり 30 羽以上配置する。この際、家きん舎内での偏りがないよう配置する。
- (2) 畜産振興課及び家保は、モニター家きんを配置した日から 14 日後及び 28 日後に、適用農場における全ての家きん舎に立ち入り、モニター家きんを対象とした臨床検査、ウイルス分離検査及び血清抗体検査を実施する。

5 家きんの再導入

適用農場において飼養されている全ての家きんが処理された場合における家きんの再導入は、次の要件のいずれにも該当している場合に行うことができる。

- (1) 適用農場の全ての家きん舎において、モニター家きんを対象とする4の(2)の検査により全て陰性を確認していること。
- (2) 再導入しようとする家きん舎の床、壁、天井等のウイルス分離検査を行い、陰性を確認すること。

6 疫学調査

(1) 調査の実施方法

県防疫対策部は、農場監視プログラムの適用の開始後、1の(1)の抗体の確認日から少なくとも 180 日間遡った期間を対象として、適用農場における家きん、人（獣医師、農場指導員、キャッチャー等家きんに接触する者、地方公共団体職員等）及び車両（家きんの運搬車両、集卵車両、飼料運搬車両、死亡鳥回収車両、排泄物及び堆肥運搬車両等）の出入りに関する疫学情報を収集する。

(2) 検査

畜産振興課及び家保は、(1)の調査の結果、適用農場と疫学的関連があると確認された農場を対象に、飼養家きんの臨床検査を実施するとともに、1 家きん舎当たり 10 羽以上を対象にウイルス分離検査及び血清抗体検査を実施する。

第16 発生の原因究明

- 1 畜産振興課及び家保は、農林水産省と共同で、本病の発生の確認後直ちに、発生農場における家きん、人（家きんの飼養者、従業員、獣医師、農場指導員、キャッチャー等家きんに接触する者、地方公共団体職員等）及び車両（家きんの運搬車両、集卵車両、飼料運搬車両、死亡鳥回収車両、排泄物及び堆肥運搬車両等）の出入り、飲用水及び飼料の給与状況、関係者の渡航履歴、物品の移動、野鳥の飛来状況、野生動物の確認状況、気象条件等の疫学情報に関する網羅的な調査を、動物衛生研究部門等の関係機関と連携して実施する。
- 2 1の調査が迅速かつ的確に行えるよう、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会の委員等の専門家から成る疫学調査チームから必要な助言・指導を受ける。
- 3 畜産振興課及び家保は、感染経路究明のため、発生農場における患畜又は疑似患畜のと殺時まで、発症家きんの病変部位、発症家きんがいる場所等を鮮明に撮影する。また、動物衛生課と協議の上、発症していない家きんを含めて、飼養規模に応じた検査材料の採材を行う。

第17 その他

- 1 種鶏など遺伝的に重要な家きんを含め、畜産関係者の保有する家きんについて、個別の特例的な扱いは一切行わない。畜産関係者に対しては、このことを前提として、種鶏の分散配置などにより、日頃からリスク分散を図るよう指導する。
- 2 県総合対策本部は、終息後も、家きんの所有者や防疫措置従事者が精神的ストレスを継続している事例があることに鑑み、連絡協議会を設置し、相談窓口の運営を継続するなど、きめ細やかな対応を行うよう努める。
- 3 畜産振興課は、農林水産省により指針が見直された場合、本要領を速やかに改正する。